

# 衆議院議員選挙 最高裁判所裁判官国民審査

# 10月31日

## 不在者投票

滞在先の区市町村の選挙管理委員会、病院や老人ホームなどで不在者投票ができます。詳細は選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

## 郵便等による不在者投票

身体に重度の障害または要介護5の認定があり、投票所へ行くことが困難な方は郵便等による不在者投票ができます。なお、この制度を利用するには、「郵便等投票証明書」が必要です。まだ、交付を受けていない方は、早急に選挙管理委員会で行ってください。投票用紙の請求は10月27日(水)(必着)です。

## 在外投票

日野市の在外選挙人名簿に登録があり一時帰国などを行っている方で、国内の選挙人名簿に登録されるまでの間は、在外選挙人証を提示して投票することができます。詳細はお問い合わせください。

## 特例郵便等投票

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養などを行っている方で一定の要件を満たす方は郵便による投票が可能です。

- 1 感染症法の規定または検疫法の規定による外出自粛要請を受けた宿泊療養者および自宅療養者
- 2 外出自粛要請期間が10月20日(水)から31日(日)までと見込まれる方

(※)濃厚接触者の方は対象となっておりません。投票所で投票できます。



## 選挙公報の全戸配布

衆議院議員選挙の公報を10月29日(金)までに日野市シルバー人材センターより全戸配布します。10月29日までに届かなかった場合は、日野市シルバー人材センター(☎042-581-8171)へご連絡ください。

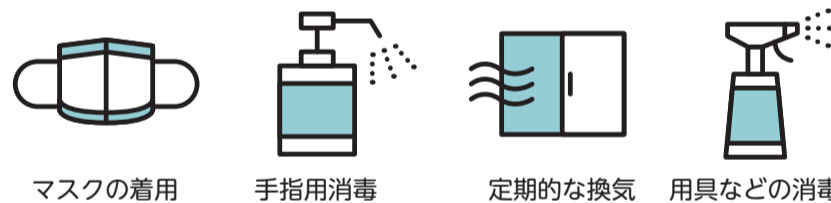
## 投票所でのお手伝い

- ▶すべての投票所と期日前投票所で手話通訳を利用することができます。あらかじめ選挙管理委員会事務局までご連絡いただければ、指定の日時・場所で手話通訳者が対応します。なお、事前に連絡をいただけない場合はお待ちいただくことがあります。
- ▶身体が不自由などの理由で、ご自分で文字が書けない方には係員が代筆する「代理投票」があります。
- ▶目の不自由な方は点字で投票することができます。
- ▶投票所には車椅子、筆談器、コミュニケーションボードをご用意しています。

## 新型コロナウイルス感染予防対策

- ▶選挙管理委員会では、選挙人の方々が安心して投票できるよう感染症対策を行います。

- 1 投票所出入り口に手指消毒用アルコールの用意
- 2 投票所係員のマスク着用
- 3 投票所内の定期的な換気
- 4 筆記用具や投票記載台の消毒



- ▶感染防止のために選挙人の方々のご理解・ご協力をお願いします。

- 1 受付や投票の際は、他の選挙人の方から間隔を空けてお並びください。
- 2 投票をされる際はマスクの着用や咳エチケットなどのご配慮をお願いします。
- 3 下記のグラフを参考に、混雑する時間帯を避けて投票をお願いします。

